

締約国に関する情報 U S	アメリカ合衆国 一 般 情 報	附属書 B 1 U S
国内官庁の名称	United States Patent and Trademark Office (USPTO) (米国特許商標庁 (U S P T O))	
所在地	Customer Service Window, Randolph Building, 401 Dulany Street, Alexandria, VA 22314, United States of America (Randolph Building 南側1階, Ballenger Avenue 側に入口)	
郵便のあて名	Mail Stop PCT, Commissioner for Patents, P. O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450, USA	
電話番号	(1-571) 272 43 00 (PCTヘルプデスク) (1-866) 217 91 97 (電子出願の通話無料テクニカルサポート) (1-571) 272 41 00 (電子出願の国内テクニカルサポート)	
ファクシミリ装置	(1-571) 273 83 00 (PCTオペレーションー特定書類のみ) ¹ (1-571) 273 83 00 (USPTO中央ファックスー 特定書類のみ) ¹ (1-571) 273 04 19 (PCTヘルプデスク)	
電子メール インターネット	— https://www.uspto.gov/patentcooperationtreaty	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	次のものを除くすべての書類：優先権書類を含む認証付書類，PCT第11条に基づき国際出願日の認定を受けるための書類，預金口座に国内基本手数料を振込む振込証，必要な場合には国内段階に移行するための国際出願の写し，秘密保持命令に直接関係する書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に 出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	出願人に電子形式で行われた国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ²	

[次頁に続く]

- 1 ファクシミリで提出可能な書類の詳細については「PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法」を参照されたい。
- 2 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/international-protection/electronic-priority-document-exchange-pdx>。ただし出願人は、アメリカ合衆国の受理官庁(RO/US)に対して、PCT規則17.1(b)の2の規定に従い優先権書類を電子図書館から取得して国際事務局に送付することを請求することができない。

U S	アメリカ合衆国 (続き)	U S
米国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、米国特許商標庁 (USPTO) 又はWIPO国際事務局 ³ (附属書C参照)	
国内法令 ⁴ はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか?	次の場合、出願は制限される： 米国内で行われた発明	
米国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	米国特許商標庁 (USPTO) (国内段階参照)	
米国を選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関する米国の規定	連邦規則法典第37巻 (37 CFR) 1.104(a)(3)及び(a)(4)並びに1.21(e) (注) USPTOは、後に行われた国際出願において調査手数料の減額を受けるために、国際型調査の正式な報告書が作成されていることを要求しない。	
国際公開に基づく仮保護	特許権者は、PCT第21条(2)(a)に基づく国際出願の公開の日から、又は公開が英語以外の言語によってされている場合には、国際出願の英語による翻訳文をUSPTOが受領した日から、ロイヤリティー相当額を取得する資格を有する。ロイヤリティー相当額を取得する権利は、特許の請求の範囲に記載されている発明が公開された国際出願の請求の範囲に記載されている発明と実質的に同一でなければ行使することができない。詳しくは国内段階のUS国内編、US.47を参照されたい (更に35 USC154(d)も参照のこと)。	
米国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
警告		
国際出願に基づき発行された米国特許において開示されている対象事項の「先行技術としての効果」	米国は、PCT第64条(4)の規定に基づく宣言をしている。ただしこの宣言は、米国発明法の先発明者先願主義の対象とされない出願、すなわち2013年3月16日より前の有効出願日を有する請求の範囲を含む又は過去に含んでいた出願のみに適用される ⁵ 。	

[次頁に続く]

- 3 出願人は、国家安全保障の規定が外国出願を許容している場合に限り国際事務局に出願することができる。この規定に従うことは出願人の責任であり、国際事務局により検査はされない。
- 4 米国特許法 (Title 35, United States Code, Patents) 第181条及び第184条-第188条を参照。更に37 CFR 5.11-5.20も参照。
- 5 米国発明法の先発明者先願主義の適用に関する追加情報は次を参照されたい。
<https://www.uspto.gov/patent/first-inventor-file-fitf-resources>

U S**アメリカ合衆国 (続き)****U S**

米国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後で提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あ り（附属書L参照）
